

# 伊佐市第5回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成25年8月20日(月) 午前8時55分から9時35分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (19人)

会 長	21番			
会長職務代理者	20番			
委 員	1番	2番	3番	4番
	5番	6番	9番	10番
	11番	12番	13番	14番
	15番	16番	17番	18番
	19番			

4. 欠席委員 (2人)

欠席者 7番 8番

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 (5番委員) (6番委員)

第2 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について

議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 農地振興係長 農地振興係書記

開始時間 午前8時 55分

事務局長 おはようございます。只今より、平成25年度第5回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議長 おはようございます。  
本日は、7番委員・8番委員から欠席届が出されております。  
本日の出席人員は、19人で規定に達しておりますので、総会は成立いたします。

先月の26日にTPPのチラシ配りを、鹿児島中央駅で行ないましたが、チラシ配りって、簡単には行かない事を体験してきました。

やっぱりもらってこないですね、ただやったってもらってこないで、色々説明しながらやっと200枚ぐらい配ってきました。

チラシを貰ってTPPがどんなもか分かってくださいと言ってもらったのですが、配る時には中央駅の施設の中に入って配ると怒られるのですよね、許可をもらってするなら良いけど許可をもらわずに中に入ったら入らないでくださいと言うことで注意を受けていました。

TPPもいよいよ協議に入り年内の妥結しようとして進んでいますけど、日本の不利に成らないような交渉をして頂ければ、不利になるようであれば脱退すると成るんだと、今のところはその方針でいっていると思いますので、そのようにしてもらわなくては困るのですが、本当に難しいのだと感じています。

議長 本日の議事録署名委員を、お願いいたします。  
5番委員と6番委員に、お願いをいたします。  
ただいまより総会始めます。

#### 諸般報告

議長 事務局より、諸般の報告について報告を求めます。  
「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして報告をお願いします。

事務局 事務局より諸般の報告いたします。  
「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約について報告いたします。  
資料の1ページであります、農業経営基盤強化促進法による利用権の合

意解約が7件ありましたのでご報告いたします。

議長 報告が終わりました。  
委員の皆さん質問はありませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、ただいまから議案の審議にはいります。

————— 議案第1号 —————

議長 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定  
について議題といたします。  
事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定  
についてご説明いたします。  
8-1ページをお開きください。  
期間は、2年8カ月から10年2カ月で、面積の合計は、田55,860㎡、畑9,113㎡、合計64,973㎡です。  
利用権設定をする者の数10人、設定を受ける者の数8人です。  
土地の明細書等につきましては、4ページから8ページの整理番号1番  
から10番の通りです。  
皆様のご審議方よろしく申し上げます。

議長 只今事務局の報告が終わりました。  
委員の皆さんご意見、質疑はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、お諮りいたします。  
議案第1号の事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の挙手  
を求めます。  
(全員挙手)

議長 全員挙手  
よって議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見  
については、決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について提案します。

議 長 整理番号1番・2番・3番については、譲受人が同一人ですので一括して、担当委員の報告を求めます。  
1番委員。

1番委員 調査日は去る8月16日です。1番が報告いたします。  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号1番・2番・3番については、譲受人が同一人ですので一緒に報告いたします。

渡し人は、鹿児島市西陵二丁目、KTさん、所在地、菱刈前目字東水流、地目畑、面積168㎡、他1筆、面積472㎡。

整理番号2番は、住所、始良市東餅田、KTさん、所在地、菱刈前目字東水流、畑、面積714㎡。

整理番号3番は、住所、伊佐市菱刈荒田に居住のKMさん、所在地、菱刈前目字東水流、地目畑、面積230㎡。

整理番号1番・2番・3番の合計面積が1,584㎡。

受人の、住所、伊佐市菱刈川北、OMさん年齢は、54歳、家族でシクラメン等を栽培しておられます。

受人の、経営面積は、3,999㎡、今回1,584㎡で、合計5,583㎡になりますので、取得可能面積であります。

法律関係は売買です。相手方の要望です。

Oさんは規模拡大との事でした。

申請地は、築地交差点を西に約1キロ行ったところ。東は畑、西も畑、南は田んぼ、北も畑というところ。です。

農機具等は良く完備されておりました。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書等が添付されておられます。

皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終ります。

議 長 1番委員の調査報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(はい、という声あり。)

議 長 16番委員

- 1 6 番 委 員 3筆で面積はいくらと言いやったですかね。
- 1 番 委 員 1, 5 8 4 m<sup>2</sup>で、1つの細長い畑を兄弟で4筆に割って、今まで耕作されていた溝口さんが、返されたから買ってくれとのこと。
- 1 6 番 委 員 1, 5 8 4 m<sup>2</sup>と、言いやったですね。
- 1 番 委 員 はい、1, 5 8 4 m<sup>2</sup>です。
- 議 長 他に、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
整理番号1番・2番・3番について、1番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。  
よって整理番号1番・2番・3番、許可が決定しました。
- 議 長 整理番号4番について、担当委員の報告を求めます。  
1 3 番 委 員。
- 1 3 番 委 員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号4番について、8月13日に現地調査いたしましたので、13番が報告いたします。  
申請人で、受人のKTさんは、伊佐市大口篠原に居住にされ自治会は、陣ノ尾です。  
渡し人、KIさんとは兄弟で、姉のTさんに贈与されます。  
また、Tさんの経営面積は、16, 332 m<sup>2</sup>を耕作されており、取得可能面積であります。  
申請地は、大口篠原字屋敷田、田、3, 277 m<sup>2</sup>と同じ篠原字大道、畑、31 m<sup>2</sup>の合計3, 308 m<sup>2</sup>を、贈与されます。  
農機具等は全て自己所有されており、当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまして、許可相当と思われまして。  
添付書類として、全部事項証明書等が添付されております。  
委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

- 議 長 13番委員の調査報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
13番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。  
よって整理番号4番は、許可が決定しました。
- 議 長 整理番号5番について、担当委員の報告を求めます。  
18番委員。
- 18番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号5番について、去る8月16日に現地調査いたしましたので18番が報告いたします。  
申請人、TZさん、伊佐市大口青木に居住にされ、自治会は多々良石で、年齢は26歳であります。  
渡し人、TRさんは、Zさんの母親で同居されておられます。  
年齢は53歳であります。  
申請地は、伊佐市大口青木字長葉山、他、畑が3筆で、地籍は2,273㎡で、水田が伊佐市大口青木字荒谷、他8筆で、地籍は10,677㎡で、取得可能面積であります。  
親から子への贈与であります。  
農業従事者は2名であります。  
通作距離は、自宅を中心に2キロ以内で経営意欲もあり、農機具等は完備されております。  
以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。  
それから総会の資料に載っていますが、大口青木字野牟田原、地籍は67㎡で、これが現況は原野となっておりますが、現地を見たところでは、水路が付いていない、いわゆる天水田と言うことで、その年によって水が無いときには作れないという状況で、また水があれば作れる状況ではあります。  
添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

		委員の皆様方のご審議方よろしくお願いしまして私の報告を終わります。
議	長	18番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 <b>（「質疑なし」という声、多数あり。）</b>
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 整理番号5番について、18番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 <b>（全員挙手）</b>
議	長	全員挙手。 よって整理番号5番は、許可が決定しました。
議	長	整理番号6番について、担当委員の報告を求めます。 3番委員。
3番委員		議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号6番について、去る8月12日に、申請人KKさん立会いのもと現地調査いたしましたので3番が報告いたします。 申請人、KKさんは、大口里に居住され、自治会は小水流で、年齢は83歳であります。 譲渡人、KIさんは、大阪府堺市北区長曾根町にお住まいで、年齢は80歳であります。 申請地は、大口里字提燈水流で、地目は田で、面積は590㎡であり、兄弟関係で弟さんから兄さんへ無償贈与されるものであります。 現地は、OT店の南側約500m位に位置し、四方水田に囲まれた所で、現在Kさんが耕作されています。 通作距離も自宅から約1キロ位で、現在11,235㎡耕作していて、取得可能面積であります。 農機具もトラクター、田植機等そろっていて耕作意欲のある方です。 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いしまして私の報告を終わります。
議	長	3番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
（「質疑なし」という声、多数あり。）

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
整理番号6番について、3番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  
（全員挙手）

議 長 全員挙手。  
よって整理番号6番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号7番について、担当委員の報告を求めます。  
19番委員。

19番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち、整理番号7番について、去る8月16日に現地調査を行ないましたので19番が報告をいたします。

申請人、KSさんは、伊佐市大口針持に居住され、自治会は小谷で、年齢は54歳です。

渡人、亡OAさんは、伊佐市大口針持で、自治会は針持田代ですが、平成23年2月に死亡され存命ならば、64歳になられます。

申請地は、大口針持字鳶巣、地目は畑、地積は393㎡であります。

法律関係は、所有権無償の遺贈であります。

受人の、経営面積は16,175㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は2名で、通作距離は自宅より1.5キロ位で、また、生産牛を60頭飼育されている畜舎より100m位の所であります。

現地は草が生えていました。

Kさんは、経営意欲はあり、農機具等も完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書・家庭裁判所の審判・字図・委任状等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、報告を終わります。

議 長 19番委員の調査報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
（「質疑なし」という声、多数あり。）



議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
整理番号7番について、19番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号7番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号8番について、担当委員の報告を求めます。  
14番委員。

14番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号8番について、去る平成25年8月16日に、申請人HR氏立ち会いのもと現地調査を行ないましたので、14番が報告をいたします。  
申請人の譲渡人、HS氏、伊佐市菱刈前目に居住の、76歳です。  
譲受人は、伊佐市菱刈前目に居住のHR氏、72歳です。  
経営面積は13,426㎡で、取得可能面積であります。  
農業従事者は2名です。  
今回は、売買による所有権移転の申請です。  
申請地は、伊佐市菱刈前目字星熊原です。  
地目は田、面積は555㎡です。  
所在地は、湯之尾滝から直線で1キロ西側に位置しています。  
現在受人の、HR氏が耕作している田であり周囲の状況は、北、西側は住宅、東は田、南は道路で、日照条件も良く、綺麗に耕運管理せれていました。  
なお、HR氏は、認定農家で耕作意欲もあり、夫婦で農業に従事されてきました。  
農機具等はトラクター、コンバイン、田植え機全て完備されておりました。  
添付書類として全部事項証明書・農地法第3条許可申請書、字図、全て揃っております。  
以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。  
委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、報告を終わります。

議 長 14番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は

ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
14番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号8番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号9番は、12番委員が譲受人となっておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで12番委員は退席をお願いします。  
関係議案終了後に入室、着席していただきます。  
それでは、12番委員の退席をお願いします。

(12番委員退席)

議 長 担当委員の報告を求めます。  
15番委員。

15番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち、整理番号9番について、現地調査を行ないましたので15番が報告をいたします。

譲渡人が、埼玉県新座市東北2丁目に、お住まいのTYさん。

譲受人が、伊佐市菱刈前目、TSさん67歳、自治会は本町でございます。

所在地は、菱刈前目字馬頭水流、地目は畑で、308㎡

現在は、作物の作付けが無い状況です。

受人の、経営面積は43,459㎡で、取得可能面積であります。

受人は、経営規模拡大と言う申請理由であり、法律関係は所有権移転売買でございます。

譲渡人が、県外に住んでいらしゃるということで、こちらに有る田畑を、処分をしたいと希望もあつたようでございます。

詳細の調査内容ですが、申請地の位置は、まごし温泉から南西方向に約300から400m位のところに位置しておりまして、現況は畑ですが、先ほどもうしましたが、今は作物を作付けない状態です。

受人は、経営規模拡大と言う申請理由であり、経営意欲はあり、農機具

等も完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書・字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。

議 長 15番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
15番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。  
(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号9番は、許可が決定しました。

議 長 ここで、12番委員の入室をお願いします。  
(12番委員 着席)

議 長 整理番号10番について、担当委員の報告を求めまます。  
5番委員。

5番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち、整理番号10番について、去る8月17日、譲受人TTさん立ち会いのもと現地調査を行ないましたので5番が報告をいたしまます。

譲受人、TTさんは、大口曾木に居住され、自治会は曾木で、年齢は65歳であります。

渡人、KIさんは、大口原田に居住され、自治会は水ノ手で、年齢は76歳であります。

申請地は、大口宮人字小ヶ倉、他4筆で、いずれも地目は田で、地籍は9、890㎡で、所有権移転は売買であります。

現況は、背の低い雑草が繁茂しており、不耕作地となっておりますけれども、少し手入れすればすぐにでも耕作出来る状態であります。

申請の5筆の内2筆が、現況で山林となっておりますが、樹木などは、全然生えておらず、山林の形跡さえありませんでした。

申請地の位置は、羽月西小学校前の広域農道を、曾木の滝方向に車で2～3分行った道路脇にあります。

株式会社SHの南側にあります田んぼで、周囲は全て山林であります。

農業従事者は2人で、通作距離は自宅から10分位であります。

受人の、経営面積は、10,196㎡で、取得可能な面積であります。

受人は、経営規模拡大と言う申請理由であり、耕作意欲はあり、農機具等は完備しております。

以上のような理由により、当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないものと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付資料としまして、全部事項証明書、位置図、字図が添付されております。

委員皆様方のご審議方をお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長

5番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。

5番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号10番は許可が決定しました。

議 長

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、申請件数10件について、10件の許可が決定しました。

### 議案第3号

議 長

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。

13番委員。

13番委員

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、8月16日に8番委員、18番委員、13番、行政書士Tさん、申請人の父親立ち会いのもと調査いたしましたので

13番が報告いたします。

申請人の、NSさんは、伊佐市大口里に居住され、自治会は西本町で、年齢は37歳。

今回、実家の近くに祖母のNMさんの田んぼに、一般住宅を新築される事になり贈与で取得されます。

所在地は、大口目丸字村中、田、面積501㎡、地目は田となっておりますが、長年父親が水稻の苗床用として利用されています。

周囲は、南側祖母の家、西は道路、東は田、畑、北は田となっております周囲に及ぼす影響は無いと3人で協議しました。

また、浄化槽は市の排水路に流すとのことです。

添付書類として、事業計画書、被害防除計画書、全部事項証明書、委任状が提出されており問題はないと判断いたしました。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

議 長

13番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

13番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長

全員挙手。

よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。

20番委員。

20番委員

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号2番につきまして、去る16日、9番委員と私20番と立会人として行政書士のTRさん、事務局からKさん立会いで、共同調査をいたしました20番が調査の結果を報告いたします。

受人は、東京都墨田区向島2丁目に居住されている、TYさん。

譲渡人は、伊佐市菱刈前目に居住されている、YM男さん85歳、自治会は山田中原であります。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は、現在東京に在住しています

が、今回郷里に帰って住宅を建設したいとの事であります。

申請地の所在地は、大口里字羽祢田島で、地目は田、面積は313㎡であります。

申請地の所在地は、大口警察署前信号機より北側に200m位行った道路沿いであります。

南側は道路、北側は田、東側は雑種地、西側は休耕田で、周囲にあたえる影響はないと思われます。

また、汚廃水処理生活排水については、合併浄化槽を設置するようになっています。

添付書類として、事業計画書、全部事項証明書、配置図、住民票、融資内定通知書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、委任状等が提出されております。

調査の結果この申請について9番と20番で協議した結果、適切であると判断いたしましたので、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

議 長 20番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
20番委員の報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号2番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。  
3番委員。

3番委員 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号3番につきまして、8月16日、申請人の、K・S・Z、マネジャーT Iさん立会いのもと、16番委員と21番委員、事務局Kさん、私3番と共同調査をいたしましたので、3番が報告いたします。

申請人、K・S・Z、は、東京都新宿区に本社を有する会社であります。  
譲渡人は、OHさん外3名で、大口白木にお住まいの50歳で、冨ヶ丘

自治会の4名の代表であります。

本申請は賃借権で、転用目的は太陽光発電施設として利用されるものであります。

出力は2,000kw、総事業費6億円となっており、平成26年8月完成の予定であります。

申請地の所在地は、大口白木字山神、畑、外3筆で、合計面積11,195㎡であります。

農地区分は第2種農地で、その他農地となっております。

ここは、昨年遊休地調査した所で、今年3月か4月に農業振興地を除外された所でもあります。

富ヶ丘集落の一番東側で、東、南、北側原野に囲まれ、西側畑であります。

少し勾配があり雨水等の処理に、十分注意され施行されるよう要望し3名の調査委員の意見において許可相当としました。

添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、会社の定款、融資証明書、被害防除に関する誓約書、被害防除計画書、位置図、字図、平面図等が提出されております。

委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして私の報告を終わります。

議 長

3番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号3番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請3件のうち許可及び諮問3件が決定しました。

議 長

その他 事務局お願いします。

事 務 局

月例報告です。

最後のページになります。

8月分の月例報告です。  
16日を中心に現地調査をさせて頂きました。  
本日20日が、第5回目の農業委員会の総会でございます。  
26日月曜日が、8月の県の定例常任議員会議が鹿児島市でございます。  
9月の行事予定ですが、17日を中心に現地調査をお願いします。  
20日が、第6回目の農業委員会の総会になります。  
26日が、9月の定例常任議員会議になります。  
以上です。

議 長 その他、皆様ありませんか  
(「なし」という声、多数あり。)

議 長 9日に農業者年金推進及び女性農業委員の方々の研修がございました。  
その中で、25年度からの加入推進について、中期目標・中期計画25年から27年これに20歳から39歳までの基幹的農業従事者の内農業者年金の被保険者の割合を現在の13%から27年度末までに20%に拡大する事で、25年度新規加入者目標は全国で4,500名、鹿児島県は167名で、伊佐市は12名となっております。  
20歳から39歳までの若い担い手2,700人が全国の目標で、鹿児島県は93名で、伊佐市は25年度2名となっております。  
伊佐市は、今のところ目標には達成しておりますが、我々農業委員としては、農業者年金加入資格のある方に、この情報を提供するという使命、義務がありますので、ぜひ皆さんこの農業者年金の制度について皆さんに普及して下さるようお願いしたいと思います。  
あわせて、農業新聞も推進をお願いします、まず自分が農業新聞を購読する、農業新聞を良く読んで皆さんに普及するとゆうようなことを実施していただきたいと思います。  
農業者年金も一緒に、自分の関係者がそういう資格者がいたら加入をよろしくをお願いします。  
情報があつたら係りの方に、提供していただいてそして係りと共に推進したいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局長 これで、平成25年度第5回農業委員会総会を終ります。  
姿勢を正してください。 一同礼。

終了時間 午前9時35分



|

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 **会 長**

.....

伊佐市農業委員 **5 番 委 員**

.....

伊佐市農業委員 **6 番 委 員**

.....